

本校の校則については以下のようになっております。(令和6年度発行生徒手帳より抜粋)

7 生徒心得

生徒は以下の項目を熟知した上で遵守し、正徳館高等学校の生徒として誇りを持って規則を守ることに努めること。

1 礼儀

(1)何人に対しても礼儀正しく、節度ある明快な態度で接する。

2 服装・頭髪

(1)服装は清潔・質素・端正にする。

(2)頭髪は、衛生的で他人に不快感を与えず、運動・学習に適したものにす。

(3)なお、別に「服装・頭髪規程」を定める。

3 校内生活

(1)時間厳守を行動原則とする。

(2)校内外の美化整頓につとめ、公共物を大切にす。

(3)高校生としてふさわしくない物、および学校生活に不要なものは持ち込まない。

(4)他の生徒の権利や感情を尊重し、話し合いにより問題等を解決す。

(5)必要に応じて別に定める諸届けまたは願いを提出す。

4 校外生活

(1)外出の際は、公衆道徳に基づき行動す。

(2)法で禁じられている行為はいかなる時も行わない。

(3)事故・災害が発生したときはすみやかに学校に連絡す。

5 交通

(1)登下校に限らず、常に交通法規を厳守するとともに、公共のマナーを守り、自他の安全に細心の注意を払う。

(2)自動車の免許取得については別に定める規則を厳守する。

6 スマートフォン等について

次の事項に違反した場合は、厳重な指導を行う。

(1)原則、校地内使用禁止とする。ただし、放課後に保護者との連絡に限り、生徒玄関ひさしの下での使用を許可する。

(2)校外ではルールを守り、他者の迷惑にならないようにする。

(3)その他

- ・やむを得ずスマートフォン等を持ってきた場合は、電源を切りカバンに入れ、自己管理をする。

- ・考査中、教室内でスマートフォン等を所持しているだけで考査不正行為となる。

(4)ネット・SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の使用は、様々なトラブルの原因となる場合があるため、やらないことが望ましい。また、他人の悪口や個人情報などの書き込みは絶対にしてはならない。

7 選挙について

選挙運動及び政治的活動については、関係する法律を遵守するとともに本校生徒としての自覚を持って行う。

8 その他

(1)登校後、授業終了まで外出しない。やむを得ない場合は学級担任に申し出、外出許可を受ける。

(2)通学に自転車の使用を希望する者は、年度始めまたは必要が生じたときに定められた手続きで通学許可を受ける。許可された者は、本校の定めるステッカーを車体につけ、指定の場所に置く。

(3) 以下の場合は、本校所定の様式で届けまたは願い出を行い、許可または適切な指導を受ける。

- ・遅刻をした時、および早退をする場合。

- ・留学、休学、復学、転学する場合。
- ・各種証明を受ける場合。

(4) 生徒の忌引日数は下記の通りに定める。

死亡者	忌引日数
父母	7日
祖父母	3日
兄弟姉妹	3日
曾祖父母・伯叔父母	1日
上記以外の同居する親族	1日

8 服装・頭髪規程

1 制服は本校指定の夏服・冬服の2種に限り、登下校時および校内で着用する。改造や変形させた場合は、直ちに新品を購入する。

【冬服：原則として10月1日～5月31日】

- ・ブレザーの着用を基本とする。
- ・ブレザーのボタンはすべて留める。
- ・カッターシャツはボタン（第1ボタン・袖ボタンとも）を留め、裾をスラックス・スカートの中に入れる。
- ・ネクタイを第1ボタンの位置まで締める。
- ・セーター、ベストは学校指定のものを着用する。
- ・ブレザー・カッターシャツの下から、セーター等を出さない。
- ・スラックスをウエストより下へずらして着用しない。
- ・靴下は華美でなく、くるぶしが完全に隠れるものを着用する。

- ・スカート丈は膝裏の線を基準として上下5 cm 以内とする。
- ・冬期間においては、黒のストッキング・タイツの着用を可とする。

【夏服：原則として6月1日～9月30日】

- ・半袖ボタンダウンシャツの着用を可とし、裾をスラックスの中に入れる。
- ・スラックスをウエストより下へずらして着用しない。
- ・靴下は華美でなく、くるぶしが完全に隠れるものを着用する。
- ・下に着用するシャツは、華美でないものとする。
- ・セーター、ベストは学校指定のものを着用する。
- ・スカート丈は膝裏の線を基準として上下5 cm 以内とする。

【移行期間】

- ・長袖カッターシャツの第1 ボタンは外してもよい。ネクタイは外す。
- 2 内履きは学校で指定した靴を使用する。外履きはサンダルを禁ずる。
 - 3 無用の装飾等を禁ずる。
 - 4 病気などの理由により規程を守ることのできない場合、「異装届」を担任に提出し、学校の許可を受ける。
 - 5 頭髪は常に清潔にし、規程にしたがって整える。パーマ、カール、エクステ、染髪、脱色、特殊カット等は絶対にしない。

<男子>

- ① 授業の妨げにならないような髪型とする。

長さの目安は、

- ・前は目にかからない程度
- ・後ろは襟にかからない程度
- ・横は耳が完全に隠れない程度

- ② 髪留めはつけない。

<女子>

① 授業の妨げにならないような髪型とする。

長さの目安は、

- ・前は目にかからない程度の長さとするか、髪留めをつける

② 髪留めは華美でないものとする。

附則

令和5年4月1日 一部改正